

卓話

平成 20 年 4 月 22 日

知っておきたい相続の話

税理士 川崎賢二様

1. 「相続」が「争族」にならないために

○最近の相続の特徴⇒相続人間のトラブルが激増

<原因>一昔前とは違い、

高学歴化、マスメディア等⇒相続に関する情報の増加
⇒多くの相続人が相続の知識を身に付けるようになった。
個人が相続についての自己主張をするようになった。

○生前から相続に備えておく必要性⇒遺言の流行

2. 遺言とは

ドラマのようなイメージとは全く異なるもの。
作成にあたっては遺留分に注意。
各々の遺言につき特色があり十分な理解が必要。

3. 遺言の種類

- ・ 自筆遺言
- ・ 公正証書遺言
- ・ 秘密遺言

制改正にて明確化⇒その動向には注目

現行制度を大幅に見直す方向で議論⇒事業承継税制とセットという考え方

<我が国における相続税の変遷>

明治 38 年 相続税創設⇒遺産そのものに相続税を課税しようとする考え方⇒遺産課税方式
⇒家督相続制度に馴染む方式

昭和 25 年 シャープ勧告⇒遺産取得税方式

昭和 33 年 法定相続分課税方式の採用⇒遺産取得方式と遺産取得税方式の折衷方式に

○現行相続税⇒被相続人の遺産総額から相続税額を計算する「法定相続分課税方式」
(昭和 33 年に創設)

遺産分割の内容にかかわらず、原則として相続税の総額は不変

○遺産取得課税方式⇒相続人等が実際に取得したそれぞれの財産に相続税率を乗じて
相続税額が算出

遺言や遺産分割の内容によっては相続税の総額が変動し、
相続税額が減額する可能性あり。

具体的な計算方法は、平成 21 年度以降の税制改正において公表予定

